

札幌市造形教育連盟規約

1. 名称と目的

本連盟は札幌市造形教育連盟といい、札幌市の造形教育の振興を図ることを目的とする。

2. 事業

本連盟は目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 北海道造形教育連盟（以下 道造連と表記）との連携
- (2) 研究会・研修会・審査会・展覧会等の開催
- (3) 造形教育に関する教科書・教材・教具等の研究
- (4) 広報の発行
- (5) その他造形教育振興上必要な事項

3. 会員

本連盟の会員は次の通りとする。

- (1) 札幌市の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学その他これに準ずる学校の教職員、及び当連盟の目的に賛同するもの。

なお、道造連より指名を受けた者は道造連の常任委員として役割をはたす。

また、顧問、OBを会員と位置付け、臨時採用教員、期限付き教員、学生の希望者は準会員とする。

顧問は、会長が委嘱する。

- (2) 会員は会費を納入しなければならない。ただし道造連の負担金を含む。

4. 組織

本連盟の本部は会長又は事務局長在勤の学校に置く。また、事務局は事務局長在勤の学校に置く。

5. 運営委員

本連盟には次の運営委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 数名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 3名
- (5) 部長 6名

6. 任務

運営委員は任務を次の通りとする。

- (1) 会長は本連盟を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 事務局長は会務を掌握する。
- (4) 事務局次長は事務局長を補佐し、各部の担当顧問を兼ねる。
- (5) 会計は会計部（長）が立案し執行する。
- (6) 部長は会務を掌握し、その執行にあたる。

7. 選出

運営委員の選出は次の通りとする。

- (1) 会長は総会で会員の中から選出する。
- (2) 副会長、事務局長、事務局次長、部長は、会長がこれを委嘱する。

8. 任期

運営委員の任期は次の通りとする。

- (1) 運営委員の任期は1か年とする。ただし再任は妨げない。
- (2) 運営委員に欠員が生じた場合は必要によりこれを補充する。その任期は前任者の残余期間とする。
- (3) 運営委員の欠員補充は、会員の中から選出する。

9. 会議

本連盟の会議は、総会、運営委員会の2種とする

- (1) 総会…毎年1回通常総会を開催し、次の事項を協議する。
 - ①会務報告 ②予算・決算の審議 ③運営委員の選出 ④その他必要事項なお、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- (2) 運営委員会…会長が必要に応じて招集し、次の事項を協議する。
 - ①運営全般に関する事項 ②会務処理に関する事項 ③その他必要事項

10. 会計

本連盟の会計は、会費・事業収入、及び寄付金により執行する。

- (1) 会費…一人年額4000円（内2000円が道造連負担金）
準会員は年会費500円

11. 年度

本連盟の事業並びに会計年度は5月に始まり4月に終わる。

12. 規約の改廃

本規約の改廃は総会の決議による。

付則 この規約は平成20年5月15日より施行する。

文言付加・修正 平成25年5月18日 平成26年5月11日 平成28年5月22日

札幌市造形教育連盟慶弔規定

(内規)

1. 慶事 (1) 会員の結婚、表彰、受賞等には祝電等を贈り敬意を表する。
2. 弔事 (1) 会員…供花を送り弔意を表する。
(2) 家族…会員の両親、配偶者、子の場合には弔電により弔意を表する。
3. その他 (1) 慶事・弔事にかかわらず、上記規定以外の特別な事情がある場合は、会長、副会長、事務局長の協議により行う。
(2) 会員の管理職昇任・採用、ご満職あるいはご退職の際は、お祝いの会を主催する。

付則 この規約は平成20年5月15日より施行する。

・規約一部改正 令和元年5月19日